

2022年度PTA総会（書面決議資料）

1. 議事

- (1) 2021年度事業報告
- (2) 2021年度決算報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 2021年度選挙管理委員会並びに選考委員会より報告
- (5) 2022年度新役員名簿（☆）
- (6) 2022年度事業計画案
- (7) 2022年度予算案

2. 明石市立花園小学校PTA会則

明石市立花園小学校PTA細則

（☆）名簿は書面で配布します

1. 議事

(1) 2021年度 事業報告

年間活動		渉外関係	
5月	新旧評議会	8月	まちづくり協議会
6月	花園小学校体育大会	10月	スポーツクラブ 21 運営部会 リーダー研修会(南町公民館) 第2回学校運営協議会
9月	学校保健委員会		
10月	朝の見守りあいさつ運動 (毎週火曜実施 6年生保護者) おれんじキャップ配布 第1回愛護委員会 第1回広報委員会		
10~11月	人権研修会 DVD鑑賞		
11月	朝の見守りあいさつ運動 (毎週火曜実施 5年生保護者) 「こども110番の家」登録宅へ書類 ポストイン 青パト乗車(乗車証受取後実施) PTA 便り作成	12月	うきうき会議
12月	PTA 便り配布 青パト パトロール実施 朝の見守りあいさつ運動 (毎週火曜実施 4年生保護者) ベルマーク整理(各自持ち帰り)	1月	スポーツクラブ 21 運営部会
1~3月	青パト パトロール実施		
1月	朝の見守りあいさつ運動 (毎週火曜実施 3年生保護者) 『人権研修会』YouTube 人権啓発 ビデオ(法務省委託にて制作ビデオ)視聴、アンケート 標語看板の点検 第1回選挙管理委員会	3月	望海コミセン運営委員会 学校運営協議会
2月	朝の見守りあいさつ運動 (毎週火曜実施 2年生保護者)		
3月	朝の見守りあいさつ運動 (毎週火曜実施 1年生保護者) 第2回選挙管理委員会		

(2) 2021年度 花園小学校PTA 決算報告

2021年4月1日 ～ 2022年3月31日

一 般 会 計

収入の部 内訳

単位：円

前年度繰越金	743,539	750,093	
P T A 会 費	948,000	943,600	200×12×390人=936000円 途中転出者より7600円
人権研修委託金	15,000	-313	明石市連合PTA返金手数料
地愛協助成金	30,000	0	
雑 収 入	0	9	利息
合 計	1,736,539	1,693,389	

支出の部 内訳

単位：円

	項 目	予 算	決 算	摘 要
総 務 費	事 務 費	160,000	75,812	事務用品 コピー機カウンター料金
	会 議 費	30,000	4,240	会場・各委員会会議
	総 会 費	30,000	0	
	分 担 金	50,000	4,000	明石市連合PTA 地人協・地愛協
	補 助 費	30,000	30,000	生き物飼育補助
	保 險	40,000	39,245	兵庫県PTA安全会
	記 念 品 費	80,000	77,060	卒業証書ファイル (PTAより卒業生へ)
	慶 弔 費	100,000	7,560	慶弔
	雑 費	10,000	0	
小 計		530,000	237,917	
活 動 費	本 部 事 業 費	140,000	7,690	
	愛 護 委 員 会 費	10,000	0	
	文 化 保 健 委 員 会 費	30,000	3,000	
	広 報 委 員 会 費	140,000	6,160	
	人 権 研 修 委 員 会 費	30,000	0	
小 計		350,000	16,850	
積 立 金		400,000	400,000	
予 備 費		456,539	0	
合 計		1,736,539	654,767	

[収支差引額] 1,416,549 - 654,767 = 761,782

(次年度繰越金)

特別会計

収入の部

単位：円

項 目	予 算	決 算	摘 要
前年度繰越金	1,763,361	1,763,361	
2020年度積立金	400,000	400,000	周年行事・備品積立 育成活動他
空き缶回収金	0	0	シンノウ紙源 株式会社
再生資源集団回収助成金	19,000	0	明石市
利 息	0	14	
合 計	2,182,361	2,163,375	

支出の部

単位：円

項 目	予 算	決 算	摘 要
な し	0	0	
合 計	0	0	

残高2,163,375円は、次年度繰越金といたします。

(3) 会計監査報告書

2021年度会計監査を実施しましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

1. 監査の日時 2022年4月1日
2. 監査の対象 2021年4月1日から2022年3月31日
までの一般会計・特別会計及び備品
3. 監査の方法 会計出納、現金、預金ならびに帳簿及び備品の証拠
書類の審査

「所見」

帳簿及び証拠書類の管理は良好で、備品についても管理が行き届いていることを確認いたしました。

2022年4月2日

花園小学校PTA

会計監査

(4) 選挙管理委員会並びに選考委員会より報告

選挙管理委員会並びに選考委員会より報告いたします。

〈活動報告〉

2022年1月12日 第1回選挙管理委員会

2022年度PTA会長・副会長の立候補無しのため、
2022年2月選挙管理委員会から選考委員会に移行しました。

2022年3月2日 第1回選考委員会

4月14日 第2回選考委員会

4月19日 第3回選考委員会

2022年度 評議委員・役員選出

以上4回の活動を行いました。

2022年度は、本部役員・専門委員長12名、評議委員48名、
合計60名の選出となりました。

以上です。

(6) 2022年度 花園小学校PTA 事業計画 (案)

1. 活動方針

だれでも、いつでも、どこでも参加できるPTA活動、生き生きとした民主的なPTA活動をモットーに運営いたします。

2. 事業計画

	活 動 内 容
本部	<ul style="list-style-type: none"> * PTA行事の運営・総括 (PTA総会・評議委員会・役員会・役員選出等) * 学校行事に関連したお手伝い(体育大会等) * 花園校区まちづくり協議会行事への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい給食・敬老会・西明石まつり ・花園っ子うきうきカーニバル・ほめて育てる花園っ子表彰 ・合同パトロール・地域クリーンアップ作戦等 * 委員会活動に関連した参加協力(講習会・講演会)
愛護委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 「あいごだより」発行 * 朝のあいさつ運動・校区内パトロールのリーダー * パトロール(夜店・夏休み・春休み) * 協力者募集 (ママちやりパトロール隊・おれんじキャップ・こども110番の家) * 花園校区気をつけマップ発行 *通学路合同点検 * 明石市子どもの安全を守る地域連絡会議 出席 * 望海地区愛護協議会(地愛協) 出席 * 青パト乗車(未定)
文化保健委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 「文化保健だより」発行 * アルミ缶・古新聞・牛乳パック・雑紙回収 * 心肺蘇生法講習会(花園幼稚園と共催) * 学校保健委員会協力(講演会) * いのちの教室協力 * 校区内パトロール(標語看板の点検など)
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 広報紙「花」、「PTAだより」発行 * ベルマーク整理・集計のリーダー * 使用済インクカートリッジ回収 * 図書室開放(夏休み)*スマイル☆ブック(本の読み聞かせ) * 校区内パトロール(標語看板の点検など)
人権研修委員会	<ul style="list-style-type: none"> * 「人権だより すまいる」発行 * 講演会・研修会等 開催 * 望海地区人権教育研究協議会(地人協) 関連 * 明石市人権教育研究協議会(明人協) 関連 * 明石市連合PTA 関連 * 校区内パトロール(標語看板の点検など)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、活動中止・延期する場合があります。

(7) 2022年度 花園小学校PTA 予算 (案)

一 般 会 計

収入の部 内訳

単位：円

項 目	予 算	摘 要
前年度繰越金	761,782	
P T A 会 費	868,800	200円×(337世帯+教職員25名)×12ヶ月 分
人権研修委託金	15,000	明石市連合PTA
地愛協助成金	30,000	地愛協
合 計	1,675,582	

支出の部 内訳

単位：円

項 目	予 算	摘 要	
総 務 費	事務費	160,000	事務用品・コピー機カウンター料金
	会議費	30,000	会場・各委員会会議
	総会費	30,000	資料・設営・接待
	分担金	50,000	明石市連合PTA・地人協・地愛協
	補助費	30,000	生き物飼育補助
	保険	40,000	兵庫県PTA安全会
	記念品費	80,000	卒業証書ファイル (PTAより卒業生へ)
	慶弔費	100,000	慶弔
	雑費	10,000	消耗品
小 計	530,000		
活 動 費	本部事業費	140,000	会長渉外・交通費 他
	愛護委員会費	10,000	パトロール消耗品 他
	文化保健委員会費	30,000	心肺蘇生法講習会・いのちの教室 他
	広報委員会費	82,000	広報紙発行 他
	人権研修委員会費	30,000	人権研修・交通費 他
小 計	292,000		
積立金	400,000	周年行事・備品購入・育成活動 ウサギ飼育舎修理 他	
予備費	453,582		
合 計	1,675,582		

特 別 会 計

単位：円

項 目		予 算	摘 要
収 入	前 年 度 繰 越 金	2, 1 6 3, 3 7 5	
	2 0 2 2 年 度 積 立 金	4 0 0, 0 0 0	周年行事・備品購入・育成活動 他
	空 き 缶 回 収 金	0	
	再 生 資 源 集 団 回 収 助 成 金	2 0, 0 0 0	
	利 息	0	
	合 計	2, 5 8 3, 3 7 5	
支 出	な し	0	
	合 計	0	
収 支 差 引		2, 5 8 3, 3 7 5	次年度へ繰り越し

2. 明石市立花園小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 (名称、事務局)

この会は明石市立花園小学校PTA（以下本会という）と呼び、その事務局を花園小学校内に置く。

第2条 (目 的)

- 1 本会は会員相互の教養を高める活動を進めることによって、よりよい保護者、よりよい教職員となるよう努める。
- 2 本会は保護者と教職員の相互の理解を深め、親睦を図りもって、家庭、学級、社会における児童の幸福と円満な成長を図る。

第3条 (方 針)

本会は次の方針に基づいて活動する。

- 1 特定の政党や宗教団体に属さない。
- 2 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 3 本会は自主独立のものであって、他の団体から支配、統制または干渉を受けない。
- 4 教職員の人事に関与しない。

第2章 会 員

第4条 (会 員)

本会は本校に在籍する児童の保護者と教職員をもって会員とする。

第5条 (会員の権利、義務)

本会の会員はすべて定められた会費を納めるものとし平等の権利と義務をもつ。

第3章 会 計

第6条 (会 計)

- 1 本会の経費は会費および雑収入をもってする。
- 2 本会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行われる。
- 3 本会の会計は年1回の会計監査を受けなければならない。
- 4 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 5 本会の会費は毎月200円とする。

第4章 役員

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

役員は本会が自主性を保ち民主的な運営がなされるよう総括的に配慮しなければならない。

- 1 会長 1名 (保護者)
- 2 副会長 3名 (保護者2名、教職員1名)
- 3 庶務 3名以上 (保護者2名以上、教職員1名)
- 4 会計 2名以上 (保護者)
- 5 専門委員長 4名 (保護者)

第8条 (役員の仕事)

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に支障あるときはこれを代行する。
- 3 庶務は本会の運営と活動に関する事務処理を行う。
- 4 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、会計監査を経て決算を報告する。
- 5 専門委員長は各専門委員会が本会の目的に反しない限りの自主的活動の計画実行の運営を指導し、会の機関の決定事項の具体化推進の連絡調整にあたる。

第9条 (役員を選出)

会長(保護者)、副会長(保護者)は別に定める細則にしたがって会員の立候補により選出する。

ただし、立候補のない時は選考委員会において全会員の中より適任者を選考し定期総会の議決を経て決定する。

第10条 (役員の仕事)

役員(保護者)の任期はすべて定期総会より次期定期総会までの一年とし、再任をさまたげない。

ただし、三期連続して同じ役職に就任することはできない。

(総会開催通知までに後任者未定の場合は、評議委員会の承認において留任認めるものとする)

第5章 評議委員

第11条 (評議委員)

本会に次の委員を置く。

- 1 評議委員 各学年4名以上

第12条 (評議委員の任務)

評議委員は会員の意志を反映し必要な事項を協議決定し、本会の活動と運営を円滑に行うよう努める。

第13条 (評議委員の選出)

評議委員は各学年より互選によって選出する。

第14条 (評議委員の任期)

評議委員の任期は一年とする。ただし、一年に限り再任をさまたげない。

第6章 会計監査

第15条 (会計監査)

本会の経理を監査するために会計監査2名を置く。

第16条 (会計監査の選出)

会計監査は定期総会において全会員の中より選出し会長より委嘱される。

第17条 (会計監査の任務)

会計監査はその年度の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。

第18条 (会計監査の任期)

会計監査の任期は一年とする。

ただし、一年に限り再任をさまたげない。

第7章 相談役・顧問

第19条 (相談役・顧問)

会長の諮問に応ずるため本会に若干名の相談役・顧問を置くことができる。相談役・顧問は役員会の議を経て会長が毎年これを委嘱する。(ただし、学校長は常任顧問とする)

第8章 会 合

第20条 (会 合)

本会は次のような会合を催す。

- 1 定 期 総 会
- 2 臨 時 総 会
- 3 評 議 委 員 会
- 4 役 員 会
- 5 専 門 委 員 会 (愛護・文化保健・広報・人権研修)
- 6 学 年 懇 談 会
- 7 特 別 委 員 会

第21条 (総 会)

- 1 総会は本会の最高議決機関で事業報告、決算報告の承認、運営方針および事業計画とそれにもとづく予算の審議決定、役員任免、会則の改正、その他重要事項を議決する。
- 2 定期総会は会長が招集し、年一回年度始めに開くものとする。
- 3 臨時総会は必要に応じて評議委員会の議決を経て会長が開くことができる。なお会員の三分の一以上の要求のあった時には、会長は臨時総会を開かなければならない。
- 4 総会の議事の大綱は少なくとも前日までに全会員に通知しなければならない。

第22条 (評議委員会)

- 1 評議委員会は総会につぐ議決機関であって、学年別選出評議委員ならびに学校側選出評議委員によって構成し、会長が招集する。原則として毎学期一回以上開くものとする。
- 2 評議委員会の任務は次の通りとする。
 - イ 総会提出議案の審議。
 - ロ 年度予算編成方針及び予算原案の審議。
 - ハ 年度事業計画及び予算原案の審議。
 - ニ 補正予算の審議ならびに決定。
 - ホ その他本会の運営と活動に必要な事項の審議ならびに決定。

第23条 (役員会)

- 1 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 2 役員会の任務は次の通りとする。
 - イ 総会提出議案の作成。
 - ロ 年度予算編成方針及び予算原案の起草。
 - ハ 年度の事業計画及び運営に関する処理。
 - ニ 重要会務の企画及び運営に関する処理。
 - ホ その他評議委員会提出議案の作成。

第24条 (専門委員会)

- 1 本会は、4つの専門委員会を置き、評議委員はそのいずれかに所属し次のような活動を行う。
 - イ 愛護委員会 (家庭と学校と地域社会が協力して児童の校外生活を向上させるべく指導する活動)
 - ロ 文化保健委員会 (会員の保健衛生に関する理解を深め、厚生福祉、文化的向上をはかり、学校の保健体育事業に協力し、児童の健康増進に努める)
 - ハ 広報委員会 (会の活動を会員に伝え、会員の意見を会の機関に反映させ、会員意識の向上をはかるため広報紙を発行する活動)
 - ニ 人権研修委員会 (人権教育を研修し、積極的に推進する)
- 2 各専門委員会は各委員長が招集する。
- 3 各専門委員会は本会の目的に反しない限り自主的に活動を計画し実行することができる。

第25条 (特別委員会)

- 1 会長は本会の目的を遂行するために必要あるときは役員会の議を経て特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会はその任務が終わるとともに自動的に解散する。
- 3 特別委員会は委員長が招集する。
(ただし、会長および担当副会長の承認を必要とする)
- 4 特別委員会の構成と目的は役員会の議を経て会長が評議委員会に報告する。
- 5 委員長は役員とする。

第9章 議 決

第26条 (議 決)

本会のすべての議事は出席者の過半数の賛成を得て議決する。

第10章 改 正

第27条 (改 正)

この会則は総会において出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の1週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

第11章 付 則

第28条 (細 則)

本会をよりよく運営するため、評議委員会において別に細則を定めることができる。

第29条 (発 効)

この会則は昭和45年4月1日より実施する。

(昭和47年 4月 1日改正)
(昭和55年 4月 1日改正)
(昭和59年 4月 1日改正)
(昭和61年 4月 1日改正)
(昭和63年 4月 1日改正)
(平成 6年 4月 1日改正)
(平成 8年 5月 2日改正)
(平成 9年 5月 2日改正)
(平成10年 5月 8日改正)
(平成13年 5月 8日改正)
(平成14年 5月 8日改正)
(平成15年 5月 9日改正)
(平成16年 5月 7日改正)
(平成18年 5月 9日改正)
(平成23年 4月29日改正)
(平成26年 5月 2日改正)
(平成31年 4月26日改正)
(令和 2年 5月 1日改正)

明石市立花園小学校PTA細則

第1章 会員の入会と退会

- 第1条 児童が本校に入学、転入したときに、保護者が所定の入会手続きをとる。また教職員は就任のときに入会の手続きをとる。
- 第2条 卒業で児童が本校に在籍しなくなったとき、新年度の定期総会で退会するものとする。ただし、新年度の会費は徴収しない。
- 第3条 転校により本校に在籍しなくなった会員は退会と認める。

第2章 会費の徴収

- 第4条 会費は毎月、世帯数で徴収する。(4月・8月分は翌月、3月分は前月に2ヶ月分徴収する)
- 第5条 月の途中で転入・転校したときは、その月の会費は徴収する。ただし、納入した会費は返済しない。

第3章 役員ならびに委員選出の手順

- 第6条 新年度はじめに各学年ごとに評議委員を選出する。
- 第7条 1 各専門委員会において委員長を選出し評議委員会において承認する。
2 本部役員に欠員が生じた場合は、会長が全会員の中より適任者を任命する。
- 第8条 1 次年度の役員選出については選挙管理委員会を設置し、この会が任にあたる。また、役員立候補のないときは、選挙管理委員会が選考委員会としてその任にあたる。
2 選挙管理委員会の構成は、年度の学年代表・本部役員・各専門委員会より若干名とし、同年の評議委員会の承認を得る。
- 第9条 役員立候補者は希望役職(会長・副会長)を明記し、選挙管理委員会(本校PTA事務所)あて指定の日時まで申し出なければならない。
- 第10条 選挙または選挙方法は選挙管理委員会において決定する。
- 第11条 選挙管理委員長(または選考委員長)は評議委員会ならびに定期総会において選挙、または選考の経過報告をしなければならない。

第4章 児童および会員の慶弔について

- 第12条 会員（教職員）の結婚・出産のとき祝い金をおくる。
在籍児童および会員が病気の時、症状により見舞金をおくる。（1ヶ月以上入院の場合）
在籍児童および会員の死亡の時、御香典をおくって弔意を表す。
なお、上記慶弔金については必要に応じ協議の上、別途定める。
- 第13条 前条の規定以外の事項の発生したときは役員にはかつて対策を講じる。
- 第14条 本校の用務員は会員に準ずる。

第5章 表彰

- 第15条 花園小学校PTAの運営、また発展に多大の寄与者には、別に定める表彰委員会において検討し、評議委員会に報告して表彰状ならびに感謝状等をおくることができる。
- 第16条 表彰委員会は、会長・副会長・常任顧問・ならびに会長任命者で構成する。

第6章 個人情報取り扱いについて

- 第17条 明石市立花園小学校PTA（以下、本会）が保有する個人情報の適正な取扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について、別紙の通り定めるものとする。

第7章 付 則

- 第18条 本細則は昭和56年4月1日より実施する。
（昭和63年 4月 1日改正）
（平成 4年 4月 1日改正）
（平成 6年 4月 1日改正）
（平成 6年11月16日評議委員会にて改正）
（平成 7年 4月 1日実施）
（平成 9年 5月 2日改正）
（平成20年 4月14日臨時評議委員会にて改正）
（平成22年 3月17日評議委員会にて改正）
（平成23年 4月29日総会にて改正）
（平成26年 3月 5日評議委員会にて改正）
（平成30年10月18日評議委員会にて改正）
（平成31年 2月27日評議委員会にて改正）